

北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会規約

平成20年3月29日
平成21年5月9日改正
平成22年5月8日改正

目次

第1章	総則
第2章	会員
第3章	役員
第4章	会議
第5章	総会
第6章	理事会
第7章	部会等
第8章	資産
第9章	会計
第10章	事務局
第11章	補則
	附則

第1章 総則

(名称)

第1条 名称は、北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会(以下「本会」という。)とする。愛称等は別途定めることができる。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を北杜市役所生活環境部環境課内に置く。

(目的)

第3条 本会は、市民、事業者、団体及び市が協働して、地域の実情に即した温暖化防止対策の実践行動を促進し、及びクリーンエネルギーの利活用を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域で実践できる地球温暖化防止に向けた具体的な行動の普及啓発及び自主事業の取組み
- (2) クリーンエネルギーの利用促進や普及啓発、省エネルギーの推進及び自主事業の取組み
- (3) 自然資源の循環的利活用の推進
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の構成)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 活動会員 本会の目的に賛同して入会し、本会が行う事業活動に取組む市民、事業者、団体、市、地球温暖化防止活動推進員
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会し、本会が行う事業活動を援助する市民、事業者、団体

- (3) サポーター会員 本会の目的に賛同して入会し、本会が行う事業活動を応援するとともに、地球温暖化対策及びクリーンエネルギーの実践行動に取り組むことを宣言する市民又は団体
- 2 事業者とは、市内に事業所を置く法人又は個人をいう、また、団体とは、市内に事務所を置く団体又は活動家をいう。
- 3 会員は、個人会員及び団体会員とする。

(入 会)

- 第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める方法により会長に申し込むものとする。
- 2 会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、第1項の申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

- 第7条 活動会員及び賛助会員は、総会の議決により別に定める会費を毎年納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である企業もしくは団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

- 第9条 会員はあらかじめ通知したうえで、事業年度の終わりにおいて退会することができる。ただし、通知は事業年度終了の90日前までにその旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。
- (1) この規約及び別に定める規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 本会の事業について不正な行為、又は信用を失う行為をしたとき。
- (5) 本会の事業に長期間にわたって参加しない場合。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の10日前までに当該会員に対しその旨を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

- 第11条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

(使用料又は手数料)

- 第12条 本会の行う事業において、使用料又は手数料を徴収することができる。
- 2 前項の使用料又は手数料は別に定める。

(届 出)

- 第13条 会員は、次の各号に該当する場合は遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。
- (1) その氏名及び住所(会員が事業者及び団体の場合においては、その名称、所在地及び代表者又は事業所を管理する最高責任者の氏名)に変更があったとき。

- (2) 事業者又は団体において、事業の全部あるいは一部を休止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 事業者又は団体において、その事業内容が本会入会時と比べ著しく変更になった場合。

第3章 役員

(役員の数)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事26名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 総会が召集されるまでに、補欠または増員のために役員を選任する必要があるときには、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により仮にこれを選任することができる。この場合において、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。
- 3 会長及び副会長は、理事の中から互選により定める。
- 4 監事は、理事を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第16条 会長は、会務を総理し本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会計事務、運営を監査し、会員に会計事務及び事業の監査報告を行う。なお、必要あるときは、会計に関する書類の報告を求めることができる。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選出されるまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員忠実義務)

第20条 理事及び監事は、法令及び本会の規約又はその他の規定並びに総会の決議を遵守し、本会のためにその職務を遂行しなければならない。

(顧問)

- 第21条 本会に学識経験者として理事会の議決を経た者を、会長が顧問として委嘱することができる。
2 顧問は、協議会への助言を行うことができる。

第4章 会議

(会議)

- 第22条 本会の会議は、総会、理事会、連絡調整会議、部会、分科会とする。

第5章 総会

(総会)

- 第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第24条 総会は、活動会員をもって構成する。

(協議事項)

- 第25条 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改正
 - (2) 活動方針、事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員の選任
 - (5) 会費の額
 - (6) その他運営に関する重要事項
- 2 総会に出席した議決権を有する会員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ議案とされた以外の事項についても議案とすることができる。

(開催)

- 第26条 通常総会は、毎年1回開催する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 活動会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

- 第27条 総会は、会長が招集する。
2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、開催の日の少なくとも7日前までに発信しなければならない。

(議長)

- 第28条 総会の議長は、総会において出席者全員のうちから選出する。

(定足数)

- 第29条 総会は、活動会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。ただし、あらかじめ議長に委任状を提出した場合は、出席したものとみなす。委任状提出方法はFAX、メールの使用を可とする。

(議 決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した活動会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 活動会員総数及び出席者数(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構 成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(協議事項)

第33条 理事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項及び会長が必要と認めた事項

(開 催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(招 集)

第35条 理事会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、開催の日の少なくとも7日前までに発信しなければならない。但し、理事全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略することができる。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。ただし、あらかじめ議長に委任状を提出した場合は、出席したものとみなす。

(議 決)

第38条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録は、次回理事会で承認後、事務局にて保管する。

第7章 部会等

(部会)

第40条 本会の活動方針に基づき、具体的な活動を実施していくために部会を置くことができる。

2 部会は、理事会が推薦する者及び活動会員の中から希望する者をもって構成する。なお、1人の会員が複数の部会に属することを妨げない。

3 部会に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(分科会)

第41条 部会の活動方針に基づき、具体的な活動を実施していくために分科会を置くことができる。

2 分科会は、理事会が推薦する者及び活動会員の中から希望する者をもって構成する。なお、1人の会員が複数の分科会に属することを妨げない。

3 分科会に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(連絡調整会議)

第42条 部会の構成員は、部会の活動等の情報交換及び意見交換を行うため、連絡調整会議を開催することができる。

2 連絡調整会議に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 資産

(構成)

第43条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第44条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において別に定める。

第9章 会計

(会計年度)

第45条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の

議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告書、財産目録、収支計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長1名及び必要な事務局員を置く。

(事務局員の任免)

第53条 事務局長及び事務局員は、会長が任免する。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 補則

(細則)

第55条 この規約の施行について必要な細則は、理事会において別に定める。

附則

1 この規約は、設立の日(平成20年3月29日)から施行する。

2 本会の設立当初の会費は、第7条(会費)の規定にかかわらず徴収せず、平成21年度から徴収するものとする。

3 本会の設立当初の役員を選任については、第15条(役員を選任)の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、第23条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替え、その任期は、第17条第1項(役員任期)の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

4 本会の設立当初の会計年度は、第45条(会計年度)の規定にかかわらず、設立の日から平成21年3月31日までとする。

5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条(事業計画及び予算)の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、第23条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。